

令和6年6月18日

長野労働局

長野労働局労働基準部監督課における個人情報漏えい事案について

長野労働局は、長野労働局労働基準部監督課（以下「監督課」という。）において発生した個人情報漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じたので、その概要をお知らせします。

1 事案の概要

監督課において、所轄の労働基準監督署（以下「所轄監督署」という。）が労働基準関係法令違反被疑事件（以下「事件」という。）を地方検察庁に送致した旨の広報文（以下「広報文」という。）について、報道機関に対して周知するため、メーリングリストに登録された報道機関のメールアドレス（以下「報道機関メールアドレス」という。）に一斉送信する際、本来であれば「BCC」により送信すべきところ、誤って「宛先（TO）」により送信したため、8人分の記者の社用メールアドレスが漏えいした。

2 事実経過

- (1) 令和6年6月3日(月)14時頃、監督課の職員Aが広報文を報道機関に対し、報道機関メールアドレスを「BCC」により一斉送信した。
- (2) 同日16時頃、事件を送致した所轄監督署から監督課に対して、メールが届いていない報道機関がある旨の連絡があった。
- (3) 同日16時10分頃、上記(2)の連絡を受けた監督課の職員Bは、再度報道機関あてにメール送信するため、報道機関メールアドレスを用いて報道機関あてに一斉メールを送信した。
- (4) 同日16時12分頃、監督課の職員Bは、事件を送致した所轄監督署に電話連絡し、報道機関あてに広報文を再送した旨を伝えたと、所轄監督署の職員からメールアドレスを読み取ることができる旨を告げられ、報道機関メールアドレスを「宛先（TO）」により送信したことが発覚した。
- (5) 同日16時19分頃、職員Bは、報道機関あてに、再度「BCC」により謝罪するとともに、メールの削除を依頼する文言を付した上で、改めて広報文を送信した。
- (6) 同日の誤送信発覚後、改めて報道機関メールアドレスの記者に対して電話により経過を説明し、謝罪するとともに「宛先（TO）」により送信したメールの削除を依頼し了解を得た。
- (7) 令和6年6月4日(火)、上記(6)で連絡がつかなかった報道機関メールアドレスの記者に対して引き続き電話連絡を行い、経過を説明し、謝罪するとともに宛先欄に入力して送信したメールの削除を依頼し了解を得た。

3 二次被害又はそのおそれの有無

誤送信したメールの削除の同意は得られており、二次被害は見込まれない。

4 発生原因

- (1) メール送信にあたり、本来であれば「BCC」に入力して送信すべきところ、「宛先（TO）」欄に入力して送信したこと。

- (2) メール送信前に、メールアドレスが「BCC」に入力されているかのダブルチェックを行っていなかったこと。

5 再発防止対策

(1) 監督課における対応

令和6年6月5日(水)に、監督課の全職員を対象とした緊急職員会議を開催し、監督課長より事案概要の説明を行うとともに、外部あてメールを送信する際の基本動作の徹底を指示した。

特に、外部あてメール送信する際のダブルチェック手順(ダブルチェックを行う者の明確化や確認方法の明確化等)を具体的に定め、課内職員全員に改めて具体的に確認させた。

(2) 長野労働局における対応

令和6年6月3日(月)に労働基準部長より労働基準部各課室長に対し、事案の説明を行うとともに、外部あてメールの送信の際の基本動作の徹底について指示した。

令和6年6月4日(火)に総務企画官から管下の労働基準監督署及び公共職業安定所の全所属長に対しメールで本事案を説明するとともに、外部あてメール送信の際の基本動作の徹底について指示した。

令和6年7月5日(金)に緊急署所長会議を開催し、局幹部より本事案を説明の上、個人情報漏えい防止の徹底について指示を行う予定としている。

【担当】長野労働局 労働基準部監督課

監督課長 森 孝行

主任地方労働基準監察監督官 西尾 裕一郎

(電話) 026 - 223 - 0553